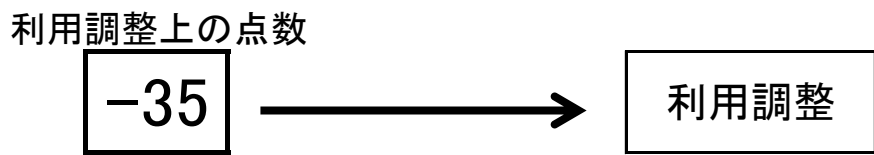


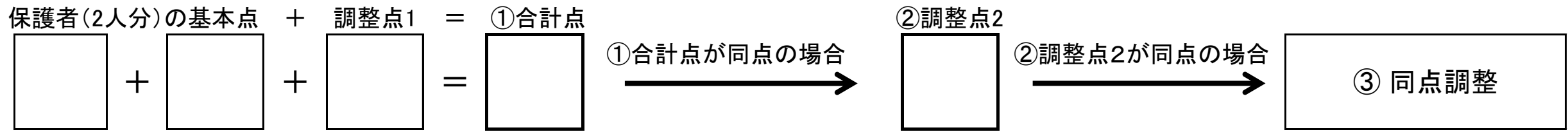
# ≪船橋市 保育所等利用調整基準 早見表≫

令和4年4月以降

【1】 保護者(父又は母)が産後休暇又は育児休業明けとして申込みをするが、育児休業の延長を許容できることが書面で確認できた場合には、調整点1の「-35点」の項目のみを適用して保育所等の利用調整を行う。



【2】 【1】以外の申込みの場合は、①(基本点+調整点1)の高い順 ②調整点2の高い順 ③同点調整の優先順位が高い順に、利用者を決定する。



項	保護者の基本点(保護者の状況等)			点数
1	労働	週5日以上 かつ	週4 2.5時間以上の労働	10
			週4 0時間以上の労働	9.5
			週3 7.5時間以上の労働	9
			週3 5時間以上の労働	8.5
		週4日以上 かつ	週3 2.5時間以上の労働	8
			週3 0時間以上の労働	7.5
			週2 7.5時間以上の労働	7
			週2 5時間以上の労働	6.5
		週3日以上 かつ	週2 2.5時間以上の労働	6
			週2 0時間以上の労働	5.5
週1 7.5時間以上の労働	5			
		上記以外の労働	4.5	
2	出 産			9
3	疾 病 ・ 障 害	入 院		10
		通 院 ・ 自 宅 療 養	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	9
			自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	8
			上記以外の場合で保育が困難と認められる場合	7
	障 害	保育が日常的に困難と認められる場合 (身体障害者手帳1級から2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A判定以上)		10
		保育が生活上、一部困難と認められる場合 (身体障害者手帳3級から6級、精神障害者保健福祉手帳2級から3級又は療育手帳B)		9
4	介 護 ・ 看 護 ・ 付 添	親族が要介護3から5の認定を受けている場合又はこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが週5日以上必要と認められる場合		10
		親族が要介護1から2の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが週5日以上必要と認められる場合、又は前記以外の場合で親族が要介護3から5の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが必要と認められる場合		7
		親族が要支援1から2の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添が必要と認められる場合、又は前記以外の場合で親族が要介護1から2の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添が必要と認められる場合		5
5	震災、風水害、火災その他の災害の復興にあっている場合			10
6	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在の場合			10
7	そ の 他	就 学	週5日以上 かつ 週4 0時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	8
			週4日以上 かつ 週3 0時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	6
			週3日以上 かつ 週2 0時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	4
			上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	3
		求職活動中		2.5
	育児休業中若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業中の場合(同一世帯内に育休延長を許容できるとする申込児がいる場合)			2

【備考1】 基本点1～7項のうち複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。  
 【備考2】 基本点1項および7項において、労働時間及び就学時間には休憩時間を含む。  
 【備考3】 求職活動中には、起業準備中でそれを証明する書類の提出がない場合を含む。  
 【備考4】 基本点1項において育児又は介護を理由とする労働の日数・時間の短縮措置が講じられている場合は、短縮措置が講じられる前の労働の日数・時間(就労証明書に記載されているものに限る。)が該当する区分の点数を適用する。  
 【備考5】 基本点において1週間の労働(就学)の日数・時間が週により異なる場合は、1週間あたりの平均労働(就学)の日数・時間が該当する区分の点数を適用する。  
 【備考6】 基本点4の介護・看護・付添の点数は、被介護者の要介護認定もしくは意見書及び介護・看護状況説明書により判断する。

項	調整点1		加点	
1	世帯	①	保護者が、保育士資格を有し、保育士として市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は市長が認める保育施設（認証保育所及び企業主導型保育事業所）で月20日以上かつ実労働時間数で1日6時間以上勤務する場合（転園の場合を除く。）	+7
			前記以外の場合で、保護者が保育士資格を有し、保育士として市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は市長が認める保育施設（認証保育所及び企業主導型保育事業所）で月64時間以上勤務する場合（転園の場合を除く。）	+3
		②	母子又は父子の世帯（65歳未満の祖父母と同居している場合を除く。）	+3
			前記以外の世帯で、生活保護世帯	+2
			上記以外の世帯で、65歳未満の祖父母と同居している母子又は父子のみの世帯	+1
			上記以外の世帯で、離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯	+1
		③	市長が発達支援を必要と認めた場合	+2
		④	市長が医療的ケアを必要と認めた場合	+2
⑤	保護者が市外に在住する場合（①の保育士として加点される場合及び市内に転入予定の場合を除く。）	-10		
2	保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職により求職活動中である場合（離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。）	+2	
3	児童	①	希望保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+2
			前記以外の場合で、市内の保育所等における保育を利用していない児童が市内の保育所等における保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹と同時に申込みをする場合	+1
		②	保護者が、産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）明けで、復職日の属する月の翌月までに保育の利用を申込みする場合（転園の場合を除く。）	+2
			前記以外の場合で、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした施設（認可外保育施設）又は市長が認める保育施設（事業所内保育事業所）において保育所等における保育の利用を希望する月から常態として月64時間以上利用する場合	+2
			保護者が、産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）明けで、保育の利用を申込みするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、休業又は休暇の延長も許容できる場合	-35
		③	保護者が市内に在住する場合（①の保育士として加点される場合及び市内に転入予定の場合を含む。）で、保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されていない場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+7
保護者が市内に在住する場合（①の保育士として加点される場合及び市内に転入予定の場合を含む。）で、保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されている場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+6			

【備考7】 調整点1の点数を保護者の基本点の合計点数に加減した点数で調整をする。

【備考8】 「市内に転入予定の場合」とは保育の利用を希望する日の属する月の前月の末日までに転入していることをいう。

【備考9】 調整点1のうち、児童の項②における「産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）明け」とは雇用元の変更や事業の廃止をせずに利用調整時と同等以上の労働条件で復帰する場合に限る。

【備考10】 調整点1のうち、保護者の項については、それぞれの保護者について加点する。

【備考11】 調整点1のうち、世帯の項①および②、児童の項③については、該当するうちの一番高い点数が加点される。

項	調整点2		加点	
1	世帯	①	同一世帯内における小学6年生までの子において、第3子以降の保育所等における保育の利用の申込みがある場合	+1
		②	利用希望日時時点で、保育の利用を希望する児童の祖父母がいずれも65歳以上である場合、又は65歳未満の祖父母が、市内及び保育の利用を希望する日の属する月に当該児童が在住する市町村にいない場合	+1
			前記以外の場合で、親族が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合（保護者の状況が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合を除く。）	+1
			上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時時点で65歳未満である祖父母と同一市町村に居住している場合において、当該祖父母が求職中と下の子の育児休業又は育児休暇中を除いた保育を必要とする事由を確認できる証明書の提出がある場合	+1
			上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時時点で65歳未満である祖父母と同居していない場合	+0.5
2	保護者	① 雇用期間	利用希望日時時点で同一の事業者につき3か月以上雇用されている場合（自営業者については開業から3か月以上連続して事業を行っている場合）	+0.5
			利用希望日時時点で同一の事業者につき1年以上雇用されている場合（自営業者については開業から1年以上連続して事業を行っている場合）	+1
		② 通勤時間	通勤時間が片道2時間以上あると市長が認めた場合	+1
3	児童	利用している保育所等、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届け出をした施設（認可外保育施設）又は市長が認める保育施設（事業所内保育事業所）、その他保育施設の閉鎖・廃業に伴い申込みをする場合	+2	

【備考12】 基本点と調整点1の合計点数が同点となった場合は、調整点2の合計点数で調整をする。

【備考13】 世帯の項②は、いずれにも該当しない場合は、加点なしとなる。

【備考14】 保護者の項は労働の場合のみ加点し、それぞれの保護者の労働期間を評価して加点する。なお、保護者の項①は該当するうちの一番高い点数のみが加点される。

項	同点調整
1	市内に在住する保護者（市内に転入予定の場合を含む。）
2	保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用継続ができず、引き続き保育所等における保育の利用を希望する児童
3	利用調整基準の点数が高い（ただし調整点を含まない。）
4	市内の保育所等を利用していない児童
5	待機期間が長い
6	多子世帯である（同一世帯内における小学6年生までの子の人数が多い。）
7	所得が低い（入所希望月において保護者となる者の総所得金額等の合計額）

【備考15】 基本点と調整点1の合計点数、調整点2の合計が同点の場合は、同点調整1項から順に調整をする。上位の項で差がついた場合はその時点で調整を終了する。

【備考16】 同点調整の7項において個人住民税が未申告である者や個人住民税の課税証明書等の提出が必要な者が未提出である場合には同項における優先度を下げる。